

子育て世帯の空き家改修を サポートします！



山形市空き家バンクに登録された空き家を購入された方で、市内建設業者に改修を依頼した場合、改修に要する経費の3分の2(最大50万円)を助成します

- 山形市空き家バンクの登録物件を協力事業者の仲介により令和7年4月1日以後に購入した方（法人及び個人事業主を除く。）
- 子育て世帯（子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）がいる世帯）
- 山形市の市税の滞納がない方
- 山形市が実施する他の制度による補助等を受けていないものであること。
- 市が定める対象工事であること。
- 購入した登録物件が1年以上使用の実態がない空き家であったこと。
- 登録物件に10年以上居住する意思がある方。

詳しくは、山形市まちづくり政策部住宅政策課へお問い合わせください

023-641-1212(内線470)

令和8年度山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金について

山形市では、子育て世帯の定住を図るため、子育て世帯が空き家バンクに購入した物件を改修する場合において、改修費用の一部(上限額50万円)を予算の範囲内で交付します。

	項目	内容
1	概要	山形市空き家バンクの利用推進、及び子育て世帯の定住を図るため、令和7年4月1日以降に当該空き家バンクに登録された空き家(以下「登録物件」という。)で、1年以上使用の実態がない空き家を購入した子育て世帯が行う改修工事に対し補助を行う
2	対象者	以下のすべてに該当する者(法人・個人事業主を除く)。 (1) 協力事業者の仲介により、令和7年4月1日以後に登録物件の売買契約を締結した者。 (2) 子育て世帯(子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)がいる世帯)に属する者。 (3) 山形市の市税の滞納がない者。 (4) 当該物件に10年以上居住する意思がある者。
3	補助対象経費	工事に付随する設計及び工事管理に要する費用並びに消費税及び地方消費税相当額を含むもの
4	補助額	補助対象経費の3分の2(千円未満切り捨て)に相当する額。上限50万円。交付は1人につき1回限り。
5	補助対象工事	以下の要件をすべて満たす工事であること (1) 補助対象者が令和7年4月1日以後に売買契約を締結した登録物件の改修工事であること (2) 市内建設業者(山形県内に本店を有し、かつ、市内に事業所等を有する法人又は個人事業主)と請負契約を締結し実施する工事であること。 (3) 申請時において着工していない工事であること。 (4) 令和9年2月20日までに実績報告書を提出することができる工事であること。 (5) 別表に定める工事であること。 (6) 市の他の制度による補助等を受けていない工事であること
6	交付申請期間	令和8年6月1日(月)から同年6月30日(火)まで ※交付申請期間内に補助金の交付予定額の総額が予算額を超えたときは抽選となります。 ※予算額に達しないときは受付期間を10月31日まで延長し、予算に達した時点で終了します。
7	その他	・補助金の交付は、工事の完了報告後のため、一時的に申請者が工事代金を全額負担することになります。

別表 対象工事一覧

・屋根の塗装、修繕若しくは葺替え(破風及び鼻隠しを含む。)又は雪止め(スノーストップ等)の設置若しくは修繕の工事

・雨どいの塗装、修繕又は取替えの工事

・外壁の塗装、吹付け、修繕又は張替えの工事

・軒天井の塗装、修繕又は張替えの工事

・床の修繕又は張替えの工事

・畳替え又は畳表替えの工事

・内壁の塗装、修繕若しくは張替えの工事又はクロスの張替えの工事

・和室の塗り壁(じゅらく壁等)の修繕又は塗替えの工事

・天井の塗装、修繕若しくは塗替えの工事又はクロスの張替えの工事

・建具の修繕(修繕に伴うふすま紙及び障子紙の張替えを含む。)又は取替えの工事